

介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護利用契約書

株式会社グレイテストライフ（以下「事業者」という）と_____（以下「利用者」という）は、賃貸借の目的である建物「サービス付き高齢者向け住宅 グレイテストライフ 浅草（東京都台東区東浅草 2-22-5）」における利用者に提供する介護予防特定施設入居者生活介護または特定施設入居者生活介護サービスについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り指定を受けた当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

（契約期間と更新）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2 この契約は、契約満了の 30 日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、自動更新するものとします。

（サービス計画の作成・変更）

第3条 事業者は、利用者のための「特定施設入居者生活介護サービス計画」（以下「サービス計画」という。）を作成する「計画作成担当者」が、本条項に定める職務を誠意をもって遂行するよう責任をもって指導します。

2 「計画作成担当者」は、利用者の入居後、速やかに「サービス計画」の作成に着手します。

3 「計画作成担当者」は、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、施設の他の従業員と協議のうえ、サービス計画案を作成します。

4 「計画作成担当者」は、「サービス計画」の作成後においても、施設の他の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画変更案を作成します。

5 利用者は、「計画作成担当者」に対し、いつでも「サービス計画」の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、「計画作成担当者」は、特定施設入居者生活介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し「サービス計画」を変更します。

6 「計画作成担当者」は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

（サービス提供と内容の記録及び保管）

第4条 事業者は、「サービス付き高齢者向け住宅入居契約・（介護予防）特定施設入居者生

活介護利用契約 重要事項説明書」(以下「説明書」という。)に記載した施設が提供するサービスのうち、入居後作成する「サービス計画」に基づいた内容のサービスを提供します。

2 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(身体的拘束その他行動制限)

第5条 事業者は、利用者又は他の入居者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。またこの場合、事業者は事前、又は、事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明します。

(緊急時の対応)

第6条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(秘密保持)

第7条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 前項の定めに関わらず、利用者及びその家族の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、利用者及びその家族の同意を得るものとします。ただし、利用者及びそのご家族は、ケアプランの作成やサービス担当者会議等介護サービス提供のために必要な場合や審査支払機関への請求や明細書提出及び照会の回答等介護保険事務遂行のために必要な場合において利用者及びその家族の個人情報を第三者に提供されること、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のために利用者及びその家族の個人情報を保険会社等に提供されること、また緊急時・災害時において生命、身体の保護のため、利用者やご家族の個人情報を行政等に提供されることに同意します。

3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)を遵守します。

(損害賠償)

第 8 条 事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(利用者負担金及びその変更)

第 9 条 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、オムツ代などの介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の 1 か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

第 10 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により 10 日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(契約の終了)

第 11 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護又は要支援認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2 週間以上不明になったとき
- (4) 利用者事業者の間で、サービス付き高齢者向け住宅入居契約が終了した場合

(利用者の解約権)

第 12 条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の 30 日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

(事業者の解約権)

第 13 条 事業者は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合、文書により 1 か月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により 2 週間以上の 予告期間をもってこの契約を解約することができます。

(1) 利用者の行動が、他の入居者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき

(2) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

(3) 第 10 条のとおり、利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 か月分以上滞納したとき

(契約終了時の援助)

第 14 条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅 介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の介護サービス事業者、保健医療サービスもしくは福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第 15 条 事業者は、利用者からの特定施設入居者生活介護サービスに関する相談、苦情等に対応する 窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

第 16 条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第 17 条 この契約に関する紛争の訴えは、グレイテストライフ浅草（東京都台東区東浅草 2-22-5）の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第 19 条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

特定施設入居者生活介護サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

また、第 7 条に規定する個人情報の使用について同意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<家族または代理人>

家族または代理人住所

家族または代理人氏名

印

<事業者>

事業者名 株式会社グレイテストライフ

代表者名 代表取締役 藤原 仁

印

第 7 条に規定する個人情報の使用について家族の同意が必要な場合

第 7 条に規定する個人情報の使用について同意します。

(続柄)

(家族の氏名)

印

